大阪府条例第　　　号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

　大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第一（第二条関係）  　一　（略）   |  |  | | --- | --- | | 名称 | 担任する事務 | | （略） | （略） | | 大阪府自殺対策審議会 | （略） | | 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 | 大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（令和四年大阪府条例第　　　号）第十三条第二項に規定する事項についての調査審議に関する事務 | | （略） | （略） |   　二―四　（略） | 別表第一（第二条関係）  　一　（略）   |  |  | | --- | --- | | 名称 | 担任する事務 | | （略） | （略） | | 大阪府自殺対策審議会 | （略） | |  |  | | （略） | （略） |   　二―四　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、規則で定める日から施行する。